大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル

第１編　総則

（目的）

第１条　このマニュアルは、大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、総務部契約局長が契約する案件（大阪府水道部会計規程（平成16年大阪府水道企業管理規程第９号)に基づき水道部理事が契約を行うものを含む。以下同じ。）に関し、談合情報がもたらされた場合（以下「通報を受けた場合」という。）又は談合の疑いがある不自然な入札が行われた場合（以下「疑いがある入札が行われた場合」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、円滑・適正な調査及び審査に資することを目的とする。

（調査及び審査）

第２条　通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合には、大阪府総務部契約局競争入札審査会（以下「審査会」という。）が調査し、及び審査するとともに、今後の対応策を検討する。

（会　議）

第３条　審査会の会議は、通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合、必要に応じて開催する。ただし、要綱第４条第２項ただし書に定める緊急止むを得ないときは、会長、副会長及び契約総務課長並びに当該案件を担当する課長及び参事を構成員とし、これらの者の過半数の出席により会議を開催することができる。

（所掌事務）

第４条　調査は、契約局及び当該案件を所管する部局又は予算執行機関（以下「発注部局」という。）が、次の所掌事務に基づき協力して行う。

（1）　建設工事及び測量・建設コンサルタント業務に係る案件の発注部局は、主に第８条第３号に規定する積算内容調査（以下「積算内容調査」という。）を行う。

（2）　物品・委託役務関係業務に係る案件の発注部局は、当該発注部局が必要と認めるとき又は契約局から依頼があったときは、積算内容調査を行う。

（3）　契約局は、前２号に掲げる調査以外の調査を行う。

（4）　このマニュアルに定めのない調査事項が生じたときは、契約局と発注部局が協議の上、案件の調査を行う。

（基本的な対応）

第５条　通報を受けた場合又は疑いがある入札が行われた場合の基本的な対応は、次のとおりとする。

（1）　通報を受けた場合

原則として、入札件名、落札（予定）者名及び落札（予定）金額を明らかにした通報又は信ぴょう性が極めて高いと認められる通報を調査対象とし、前者の場合は通報内容と開札結果が一致した場合に限り調査を行う。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、これに準じて取扱う。

（2）　疑いがある入札が行われた場合

第９条各号のいずれかに該当する場合に調査を行う。

第２編　通報を受けた場合の対応

（情報の確認）

第６条　通報を受けた者は、次の点を確認の上、速やかに談合通報報告書（様式１）を作成し、当該案件を担当する課のグループ（以下「事務取扱グループ」という。）に提出する。事務取扱グループは、当該報告書の内容を確認した上で審査会に報告する。

（1）　通報者の氏名・住所・連絡先等

（2）　入札件名・入札執行日時（紙入札の場合）
　　入札件名・入札日又は開札日時（電子入札の場合）

（3）　落札（予定）者名及び落札（予定）金額

（4）　情報源（談合を知った経過等）

２　通報者が報道機関であった場合は、前項各号に掲げる内容に加えて報道機関名、所属部署名及び氏名を確認する。

（入札の執行及び調査の実施）

第７条　入札の執行及び調査の実施については、次のとおりとする。

（1）　入札の執行前に通報を受けた場合

ア　紙入札の場合

（ｱ）　通報内容の信ぴょう性が極めて高いと認められ、かつ、入札の執行までに事情聴取を行う時間的余裕があるときは、次条の規定に従い入札参加予定者に対し、入札の執行までに事情聴取を実施する。この場合において、入札の執行までに事情聴取の結果が判明しないときは入札を延期する。

（ｲ）　審査会において入札結果を確認した後、調査することが適当であると判断されたとき、又は入札の執行までに時間的余裕がないときは、入札書の投函後、開札前に談合情報があった旨を通告した上、入札を執行する。

（ｳ）（ｱ)による事情聴取の結果、談合の事実が認められたとき、又は談合の疑いが完全に払拭できないとき（以下「談合の事実が認められたとき等」という。）は、入札の執行を取り止める。

（ｴ）（ｱ）による事情聴取の結果、談合の事実が認められなかったときは、入札参加予定者全員から確約書（様式２）を提出させた上、入札を執行する。

（ｵ）（ｲ)により入札を執行した結果が通報の内容と一致したときは、落札決定を保留し、調査を行う。ただし、最低入札者の入札金額が、低入札価格調査制度を採用する入札にあっては低入札価格調査基準価格以下の場合、最低制限価格制度を採用する入札にあっては最低制限価格と同額の場合は、調査を行わないことがある。

（ｶ）（ｵ)の規定による調査（以下「事後調査」という。）は、次条の規定に従い入札参加者に対する事情聴取等により行う。

（ｷ）　事後調査の結果、談合の事実が認められなかったときは、最低入札者を落札者として決定し、落札者から誓約書（様式３）を提出させた上、契約を締結する。

（ｸ）　調査の結果、談合の事実が認められたとき等は、当該入札を取り止め、又は無効とする。

イ　電子入札の場合

（ｱ）　電子入札は、開札するまで入札参加者が確認できないため、入札執行前に談合通報を受けた場合であっても、原則として事前に事情聴取は行わず、開札の結果又は入札参加資格における事後審査の結果、通報の内容と一致した場合、事後調査を行う。ただし、最低入札者の入札金額が、低入札価

格調査制度を採用する入札にあっては低入札価格調査基準価格以下の場合、最低制限価格制度を採用する入札にあっては最低制限価格と同額の場合は、調査を行わないことがある。

(ｨ) アの(ｶ)から(ｸ)までの規定は、電子入札の場合について準用する。

(2) 入札執行後に通報を受けた場合

入札結果を公表しているため、原則として談合通報として取り扱わない。ただし、通報者の氏名及び連絡先が明らかな上、談合メモ等の提示がある等、信ぴょう性が極めて高い通報であると認められる場合は、次のとおり取り扱う。

ア 契約締結前

契約締結を保留し、次条の規定に従い入札参加者に対し事情聴取等を行う。この場合において、談合の事実が認められたときは、落札決定を取り消し、当該入札を無効とする。談合の事実が認められなかったときは、落札者及びその他の入札参加者から確約書（様式２）、落札者から誓約書（様式３）を提出させた上、契約を締結する。

イ 契約締結後

談合があったと疑うに足りる事実又は情報を得た場合は、審査会の判断により、事情聴取等を行う。この場合において、事情聴取等の結果、談合の事実が認められた場合には、工事又は委託業務の進捗状況等を考慮して、適宜判断する。

（事情聴取等の調査）

第８条 事情聴取及び積算内容調査（以下「事情聴取等の調査」という。）については、次のとおりとする。

(1) 調査の担当者

事情聴取等の調査は、契約局及び発注部局の職員が行うものとし、積算内容調査は、事務取扱グループからの調査依頼に基づき発注部局が行う。

(2) 事情聴取

原則として、入札参加（予定）者全者に対して事情聴取を行う。

(3) 積算内容調査

積算内容調査は、入札参加者から入札価格の根拠となった積算書（工事種別毎の数量・金額等内訳を明示したものをいう。）及び見積書（以下「積算書等」という。）の提出を求め、入念に調査する。この場合において、入札参加者から提出を求めた積算書等は、調査及び審査が終了した後、返却するものとする。

(4) 積算内容調査の報告

発注部局は、前号の積算内容調査が完了したときは、事務取扱グループへ調査結果を報告する。

(5) 調査結果の報告

事務取扱グループは、調査結果をとりまとめ、会長に報告する。

第３編 疑いがある入札が行われた場合の対応

（定義）

第９条 疑いがある入札が行われた場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入札価格等に同一性、規則性及び類似性が認められる場合。ただし、最低入札者の入札金額が、低入札価格調査制度を採用する入札にあっては低入札価格調査基準価格以下の場合、最低制限価格制度を採用する入札にあっては最低制限価格と同額の場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、談合等不正な入札の疑いがある場合

（入札担当職員の対応）
第10条　入札担当職員は、疑いがある入札に該当する入札であると認められる場合、次のとおり取り扱う。
（1）　紙入札の場合
入札を中断し、速やかに事務取扱グループを通じ審査会に報告する。
（2）　電子入札の場合
落札決定を保留した上、速やかに事務取扱グループを通じ審査会に報告する。

（事情聴取等の調査の実施）
第11条　第９条各号に該当する場合の調査については、第７条の規定を準用する。この場合において、事情聴取等については、第８条の規定を準用する。

第４編　調査及び審査結果

（入札結果の公表又は非公表）
第12条　入札を執行した結果、落札決定を保留し、事後調査を行うこととなった場合の入札結果の公表については、次のとおり取り扱う。
（1）　落札決定を保留した時点（調査中）
ア　紙入札の場合
審査会において調査及び審査が終了するまで、入札参加者名及び入札金額は、公表しない。
イ　電子入札の場合
開札の後、調査中である旨を電子調達システムにより公表する。この場合において、入札参加者名及び入札金額は、公表しない。
（2）　調査及び審査終了後
ア　談合の事実が認められたとき等
審査会における調査及び審査の結果、当該入札を取り止め、又は無効としたものは、その旨を公表する。この場合において、入札参加者名及び入札金額は、公表しない。
イ　談合の事実が認められなかったとき
落札決定した上で、入札結果を公表する。

（関係機関への通報）
第13条　事情聴取等を行った内容等について、次のとおり公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第10条の規定により公正取引委員会へ通知（以下「公正取引委員会へ通知」という。）し、又は情報提供する。
（1）　事後調査の結果、談合の事実が認められたとき等は、契約局長は公正取引委員会へ通知する。
（2）　事後調査の結果、談合の事実が認められなかったときは、当該案件を担当する課長は公正取引委員会へ情報提供する。
２　審査会において事情聴取等を行った内容等により必要であると認められるときは、司法機関へ告発し、又は情報提供する。

附　則
このマニュアルは、平成19年10月15日から施行する。

様式１（第６条関係）

談　合　通　報　報　告　書

１通報受付日時	平成　　年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分	
２通報の手段	・電　話　・書　面　・面　談　・報　道（　　）	
３通報受信者		
４通報の相手方	①　名　　前 ②　住　　所 ③　連　絡　先	・匿　名（男・女　　才） TEL
５通報の具体的内容	①入札件名 ②入札日時 （開札日時） ③落札（予定）者名 ④落札（予定）金額 ⑤誰が（行為の主体者）、誰と（共同行為者）、いつ（日時）、どこで（場所）、どんな方法で、何をした ⑥情報源（談合を知った経過等）	
６報道機関等からの通報	通報日時 報道機関名等 通報手段	平成　　年　　月　　日　　時　　分 （報道機関名・所属部署名・氏名） 電　話　　文　書
７その他（通報者が話したこと）		

様式２（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

確　　約　　書

大阪府総務部契約局長　様

所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

事情聴取を受けた者
氏　　名　　印

下記の入札について、貴府の事情聴取において私又は事情聴取を受けた者が述べたことは事実に相違なく、入札参加者間における談合その他不正行為の事実は一切なかったことを確約します。

もし、談合その他不正行為の事実が判明するなど、地方自治法等関係法令又は「入札心得」に違反する事由があった場合などには、下記の入札を無効とされても異議はなく、また、貴府から損害賠償金を請求されたときには、指定された期間内に支払うことを確約します。

記

１　案　　件　　名

２　入札（開札）日時　　平成　　年　　月　　日
午前・午後　　時　　分

以上

様式３（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

誓　　約　　書

大阪府総務部契約局長　様

所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

下記の入札において、業者間における談合その他不正行為の事実は一切なかったことを誓約します。

もし、談合その他不正行為の事実が判明したときは、「入札心得」に基づき当該入札を無効とされても異議はありません。

また、今後、談合その他不正行為の事実が判明した場合は、「契約書」に基づき契約を解除されても異議なく、損害賠償金及び遅延利息を請求されたときは、指定された期間内に支払うことを誓約します。

記

１　案　　件　　名

２　入札（開札）日時